

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年4月28日（平成29年（行情）諮問第167号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（行情）答申第160号）

事件名：「自殺した児童生徒の心身状況が記載されている文書（学校による対応が不適切で精神が不安定になったもの）」の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月24日付け28受文科初第1978号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の趣旨

行政文書開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

答申全文を開示決定すべきである。事件報告書が特定されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「A町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について（答申）－概要版－」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、その全部を開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 開示文書について

審査請求人が、審査請求の理由として「答申全文を開示すべきである。」と主張する点は、本件対象文書の黒塗り部分を開示すべきであるとの意味と考える。

この点に関して、当省が本件対象文書を地方公共団体から取得した時点で当該黒塗り部分は、既に黒塗りとなっていたところである。

3 文書の特定について

行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」においては「直近から1名分自殺した児童生徒の心身状況が記載されている文書（学校による対応が不適切で精神状態が不安定になったもの）」と記載されており、事件報告に係る文書を請求されているものではない。

文部科学省としては、「自殺した児童生徒の心身状況が記載されている文書（学校による対応が不適切で、精神状態が不安定になったもの）」とは、①学校による対応が不適切であること、②学校による対応で、精神状態が不安定になったという心身状況について記載された文書を意味すると考え、原処分における本件対象文書を特定したところである。

本件対象文書である「A町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について（答申）一概要版一」には、①学校の対応の問題点が記載されている（7～9頁）。また、②自殺した生徒の自死の背景として、「自死の要因の一つであり、きっかけとなったのは、推薦・専願基準の運用変更によって、当該生徒が志望する高校の専願基準が認められなかったことであると考えられる。このことは、3つの点で当該生徒に動揺を与えたと考えられる。第一に、唐突な進路指導の変更によって驚き・戸惑いを感じ、第二に、自分なりのプランが崩れることに衝撃を受け不安を抱き、第三に、期待もしてくれていると感じている親に対して、専願を受けられなくなったことをどのように伝えればよいのかという苦悩が生じたのではないかと思われる。」（6頁）と記載されており、学校による対応で、精神状態が不安定になったという心身状況が記載されている。

したがって、本件対象文書は、審査請求人の請求する行政文書に該当する。

4 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の開示及び特定について不備はないため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年4月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月3日 | 審議 |
| ④ 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その全部を開

示する決定（原処分）を行った。審査請求人は、不開示部分があるので全文を開示すべきである、事件報告書が特定されていないとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人の主張を踏まえ、文書特定の妥当性について検討する。

2 文書特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人の行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄において、「直近から1名分自殺した児童生徒の心身状況が記載されている文書（学校による対応が不適切で精神状態が不安定になったもの）」と記載されていることから、本件開示請求は①学校による対応が不適切であること、②学校による対応で、精神状態が不安定になったという心身状況について記載された文書の開示を求めるものであると考え、原処分では、本件対象文書である「A町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について（答申）－概要版－」を特定した。

イ 審査請求人は審査請求書において「事件報告書が特定されていない」旨主張するが、事件報告書は事実のみを伝える第1報、速報といった性格の文書であって、そこには、①学校による対応が不適切である、②学校による対応で精神状態が不安定になったというような、より原因なり背景なりに踏み込んで分析した記述はないことから、本件対象文書には該当しないと判断した。

(2) 当審査会において、諮問庁から事件報告書の提示を受けて、その内容を確認したところ、諮問庁の説明のとおり、上記（ア）①及び②のような記載はみられず、本件開示請求の対象として事件報告書を特定すべきであるとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張

(1) 原処分は全部開示決定であるところ、審査請求人は不開示部分が存在するのでそれを開示すべきである旨主張することから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、A町が設置した第三者による調査検討委員会が作成した文書であって、それを文部科学省がA町から取得したものである。

イ 本件対象文書には、確かに黒塗りされた部分が存在するが、文部科学省が本件対象文書をA町から取得した時点で既に黒塗りの状態になっていたものであって、これに加えて原処分の際に文部科学省におい

て新たに黒塗りした部分はない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて、その内容を確認したところ、本件対象文書は、A町が設置した第三者による調査検討委員会が作成した文書であり、自殺した児童生徒が通学していた中学校を特定する記述が黒塗りされていることが認められる。

また、当審査会事務局職員をして、A町のホームページを確認させたところ、本件対象文書と同じ部分が黒塗りされている文書が公表されていることも認められる。

- (3) そうすると、文部科学省が本件対象文書をA町から取得した時点で既に黒塗りの状態になっており、これに加えて原処分の際に文部科学省において新たに黒塗りした部分はないとする諮問庁の上記アの説明は、首肯することができる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

直近から1名分自殺した児童生徒の心身状況が記載されている文書（学校による対応が不適切で精神状態が不安定になったもの）

2 本件対象文書

「A町立中学校男子生徒の自死に係る調査・検討について（答申）－概要版－」